り、同条の表中

十律（平成十八年法律第八十三号）第八条のもとされた規定により読み替えられた法（昭和五十七年法律第七十七号。以下この項において「平成二十八年改正法」という。）附則第百十六条第一項の規定により読み替えられた法（以下「改正前老健法」という。）及び次条において「改正前老人保健法」という。）の規定による老人保健拠出金	合算額から当該年度における法附則第二十二条の規定により読み替えられた法
総額から当該年度における改正前老健法の規定による老人保健拠出金	合算額から当該年度における政令附則第七条の規定により読み替えられた法
及び病床転換支援金等	総額から当該年度における改正前老健法の規定により読み替えられた法
、病床転換支援金等及び老人保健拠出金	改正前老健法の規定により読み替えられた法

を

第十九条第一項第一号	法附則第二十二条		
第十九条第一項第二号	及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第七条の規定により読み替えられた、法附則第二十二条	
	法附則第二十二条	改正令附則第七条の規定により読み替えられた、法附則第二十二条	
	及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）	、高齢者医療確保法の規定による支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第八条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。以下この号において「改正前老人保健法」という。）第二号及びいて「老人保健拠出金」という。）の規定による病床転換支援金	改正令附則第七条の規定により読み替えられた、法附則第二十二条の規定による医療費拠出金

に、

第十九条第二項	高齢者医療確保法	健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による廃止前の健康保険法（昭和五十七年法律第八十号。以下この項において「平成二十八年改正法」という。）附則第百十六条第一項の規定により読み替えられた法（以下「改正前老健法」という。）及び次条において「老人保健拠出金」という。）の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び病床転換支援金等	拠出金（次項及び次条において「老人保健医療費拠出金」という。）及び老人保健拠出金	、老人保健拠出金
		病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び病床転換支援金等	拠出金（次項及び次条において「老人保健医療費拠出金」という。）及び老人保健拠出金	、病床転換支援金等

を

第十九条第二項第一号	法附則第二十二条	改正令附則第七条の規定により読み替えられた、法附則第二十二条		
第十九条第二項第二号	及び病床転換支援金等	、病床転換支援金等及び老人保健拠出金		
	法附則第二十二条	改正令附則第七条の規定により読み替えられた、法附則第二十二条		
	及び病床転換支援金並びに	、病床転換支援金及び老人保健拠出金並びに		
第十九条第三項	高齢者医療確保法	健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による廃止前の健康保険法（昭和五十七年法律第八十号。以下この号において「改正前老健法」という。）附則第三十八条第一項の規定により読み替えられた病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び病床転換支援金等	拠出金（次項第二号及び次条において「老人保健医療費拠出金」という。）及び老人保健拠出金	、老人保健拠出金
		病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び病床転換支援金等	拠出金（次項第二号及び次条において「老人保健医療費拠出金」という。）及び老人保健拠出金	、病床転換支援金等

を

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第七条の規定により読み替えられた、法附則第二十二条	健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による廃止前の健康保険法（昭和五十七年法律第八十号。以下この項において「平成二十八年改正法」という。）附則第百十六条第一項の規定により読み替えられた法（以下「改正前老健法」という。）及び次条において「老人保健拠出金」という。）の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び病床転換支援金等	拠出金（次項第二号及び次条において「老人保健医療費拠出金」という。）及び老人保健拠出金	、老人保健拠出金	
		病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び病床転換支援金等	拠出金（次項第二号及び次条において「老人保健医療費拠出金」という。）及び老人保健拠出金	、病床転換支援金等

により読み替えら
老人保健拠出金